

特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準を定める件(平成二十四年文部科学省・経済産業省告示第七号(最終改正 平成二十五年内閣府告示第三十六号))

特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号に規定する原子力発電施設等(以下「原子力発電施設等」という。)、加工施設(以下「加工施設」という。)又は試験研究炉等(以下「試験研究炉等」という。)の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県に隣接する都道府県について内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準は、その区域の一部が発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設(設置する予定のものを含む。)の周囲三十キロメートルの区域内にある市町村又は原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設(以下「再処理施設等」という。)、加工施設若しくは試験研究炉等の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている市町村に隣接する市町村(当該市町村に係る再処理施設等、加工施設若しくは試験研究炉等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県に隣接する都道府県の区域に含まれるものに限る。)であって、その地勢、位置その他の自然的条件及び人口の分布その他の社会的条件に照らして、その区域内の住民の安全の確保のために次に掲げる事業を行うことが、発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資することとなるものをその区域に含む都道府県であることとする。

- 一 当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時(以下単に「緊急時」という。)において連絡の用に供するための電気通信設備の設置及び維持に係る事業
- 二 緊急時における防災業務に従事する者の安全を確保するための物品の整備に係る事業並びに緊急時において必要となる医療に用いられる施設及び物品の整備に係る事業
- 三 緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得に係る事業及び緊急時における住民の安全の確保に関する調査に係る事業
- 四 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第一百五十六号)第十二条第一項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設の整備又は維持に係る事業